湘央医学技術専門学校学則

第１章　総　　則

（目的）

第１条　本校は学校教育法及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の規定に基づき臨床検査技師に関する専門技術及び理論を修得させると共に学識と教養の向上を図ることを目的とする。

（名称）

第２条　本校は湘央医学技術専門学校（以下本校）と称する。

（位置）

第３条　本校の位置を神奈川県綾瀬市小園1424番４号に置く。

第２章　課程及び学科、修業年限、休業日等

（課程、学科、収容定員、修業年限等）

第４条　本校の課程及び学科、入学定員、修業年限等は次のとおりとする。

課程名	学　　科	昼夜の別	修業年限	学級数	入学定員	収容定員	始業及び終業時刻
医療専門課程	臨床検査技術学科	昼	３年	６	80名	240名	9時00分から16時10分まで

（学籍年数）

第５条　本校の学籍年数は６ケ年以内とする。ただし、同学年は２ケ年をこえてはならない。

（聴講生）

第６条　本校に聴講生の制度を設ける。その規定は別途これを定める。

（学年及び学期）

第７条　本校の入学期及び学年の学期は次のとおりとする。

課程名	学　　科	入学期	学　　期	
			区分	期　　間
医療専門課程	臨床検査技術学科	４月	前期	４月１日から９月30日まで
			後期	10月１日から３月31日まで

（休業日）

第８条　本校の休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日
(2) 土曜日
(3) 国民の祝日に関する法律に規定する日
(4) 春季休暇　　３月20日から４月10日まで（22日間）
(5) 夏季休暇　　８月１日から９月９日まで（40日間）
(6) 冬季休暇　　12月21日から翌年１月９日まで（20日間）
(7) 開校記念日　４月10日
(8) その他校長が必要と認めた日
(9) 校長は必要に応じて(1)から(7)を変更することがある。

第３章　教育課程、授業単位数及び教職員組織

（教育課程及び授業単位数）

第９条　本校の教育課程及び授業単位数は、別表のとおりとする。

２　本校は、以下の範囲から本校が定める授業時数をもって１単位とする。

(1) 講義及び演習　15時間から30時間

(2) 実験、実習及び実技　30時間から45時間

３　関係法令に定める他の学校、養成施設等ですでに履修したと認められる科目については、この履修を免除することがある。

（教職員組織）

第１０条　本校に次の教職員を置く。

職　種	人　員
校　長	１名
専任教員	８名以上
兼任教員	20名以上
校　医	１名
実習助手	２名以上
専任事務職員	３名以上

２　校長は校務を統括し、所属職員を監督する。

３　専任教員には関係法令に定める業務経験を有する臨床検査技師を３名以上置く。

４　本校の教員は関係法令の定めるところによりその担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者とし、校長が任免する。

５　本校の事務業務を円滑に行うため、事務局を置き、教務、経理、総務の事務を分掌する。

第４章　入学、編入学、休学、退学等

（入学資格）

第１１条　本校に入学できる者は、学校教育法第90条第１項に規定する者または関係法令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

（入学許可）

第１２条　入学を希望する者には次の方法により選考を行い、合格した者に対して校長が入学を許可する。ただし、選考方法の一部を免除することがある。

(1) 推薦試験（書類審査、学力考査、人物考査）

(2) 一般試験（学力考査、人物考査）

（入学出願手続）

第１３条　入学を希望する者は次の書類と第33条に定める検定料を添えて指定日までに校長に願い出なければならない。

(1) 入学願書

(2) 高等学校成績調査書または大学入学資格を証明する書類

(3) 写真（出願の３月以内に撮影したものを入学願書に貼付）

(4) 推薦書（推薦入学を希望する者）

（入学手続）

第１４条　入学を許可された者は第33条に定める学生納付金（入学金・授業料・実習費・施設費）を添えて指定の期日内に入学の手続をしなければならない。なお、所定の

期日までに入学手続を完了しない者は、入学資格を取消される場合がある。

２　入学手続に必要な書類は次のとおりとする。

(1) 学籍簿

(2) 学生カード

(3) 誓約書

(4) 高等学校卒業証明書または大学入学資格を証明する書類

(5) その他校長が指定する書類

３　指定する辞退期限内に入学を辞退した者については、納付した学生納付金のうち入学金を除く全額を返還する。

（編入学）

第１５条　他の臨床検査技師学校または養成所から編入学を希望する者がある場合はその事情によりこれを認めることがある。

（編入学出願手続）

第１６条　編入学を希望する者は次の書類に第33条に定める検定料を添えて校長に願い出なければならない。

(1) 編入学願書及び編入学を希望する理由書

(2) 転学を認めた学校の証明書及び成績調査書

(3) 身体検査書

(4) 写真（出願の３月以内に撮影したものを編入学願書に貼付）

（編入学試験）

第１７条　編入学を希望する者には、次の方法により選考を行い編入学を適当と認めた者について校長が編入を許可する。

(1) 学科試験

(2) 人物考査

(3) 身体検査

（編入学手続）

第１８条　編入学を許可された者は、第14条による手続を行わなければならない。

（欠席）

第１９条　学生が傷病その他の理由により欠席したときは、その旨を校長に届け出なければならない。

２　傷病その他の理由により欠席日数が引続き７日以上に及ぶとき、傷病の場合は医師の診断書その他の理由のときはその証明書を提出しなければならない。

（休学）

第２０条　学生が傷病その他の理由により３ケ月以上修学することができないときは、その理由を記した休学願を校長に提出し、その許可を得て休学することができる。ただし傷病の場合は医師の診断書を添えなければならない。

（休学期間）

第２１条　休学の期間は１ケ年以内とする。ただし、校長の承認を得て延長することができる。

（復学）

第２２条　休学した学生が復学しようとするときは、復学願を校長に提出しその許可を受けなければならない。ただし、傷病による休学の場合は医師の診断書を添付しなければならない。

（退学・転学）
第２３条　退学及び転学しようとする学生は、その理由を記した退学及び転学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、病気による退学の場合は医師の診断書を添付しなければならない。
（出席停止）
第２４条　学生が感染症にかかり、またはそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その学生に対し出席停止を命ずることがある。

第５章　試験、進級、卒業

（科目合格認定）
第２５条　科目履修の認定には次条で規定する試験を行い、一科目100点満点として60点以上を合格とする。
（試験）
第２６条　試験を分けて定期試験と臨時試験とする。
２　臨時試験は学科担当者において必要を認めた際に行う。
３　校長は所定の試験に欠席した学生であっても、その欠席の理由が正当であることが認められる学生に対し追試験を受けさせることができる。
４　試験成績が第25条による合格点に満たない学生について、その科目について再試験を行うことがある。
（欠席時間数の取扱い）
第２７条　学生は履修科目ごとに定める授業時数の３分の１をこえて欠席した科目の定期試験を受けることができない。
２　出席時数が不足した学生に対して実施された補講は、出席時数に組み入れることができる。
（進級及び卒業）
第２８条　校長は履修科目ごとに定める授業時数の３分の２以上出席し、第26条の試験に合格した学生の進級または卒業を認める。
２　１年生または２年生終了時に所定の出席時数を満たし、履修科目に若干の不合格科目を有する者を仮進級とし、３年終了時に所定の出席時数を満たし、履修科目に若干の不合格科目を有する者を卒業延期とする。
（卒業証書の授与）
第２９条　校長は、前条の規定により卒業を認めた学生に対し卒業証書を授与する。
２　前項において、医療専門課程臨床検査技術学科を修了した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

第６章　賞　　罰

（表彰）
第３０条　校長は成績操行共に優秀と認められる学生、その他善行があって他の学生の模範となる学生はこれを表彰することがある。
（懲戒）
第３１条　校長は教育上必要と認めた場合、学生に対し次の懲戒を行うことができる。
(1) 戒告　　将来を戒める

(2) 停学　　一定期間登校を停止する
(3) 退学　　学籍から除外する

（退学処分）

第３２条　前条の規定による退学は次の各号に該当する場合に限る。

(1) 性行不良で改悛の見込みないと認められる学生
(2) 正当な理由がなく出席が常でない学生
(3) 学校内の秩序を乱しその他学生としてふさわしくない行為がある学生
(4) 正当な理由がなく学生納付金を滞納する学生
(5) 学則に違反し退学を適当と認められる学生
(6) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる学生

第７章　学生納付金

（学生納付金）

第３３条　本校の学生納付金は次のとおりとする。

課程名	学　科	納付区分	昼
医療専門課程	臨床検査技術学科	入学検定料	２５，０００円
		入　学　金	１５０，０００円
		授　業　料	年額　６８０，０００円
		実　習　費	年額（１年次）　３００，０００円
			年額（２年次以降）　３６０，０００円
		施　設　費	年額　２２０，０００円

２　在籍中の学生は出席の有無にかかわらず所定の期日までに上記学生納付金を納入しなければならない。

３　校長は学生の願い出により、その理由によっては分納を許可することがある。

４　すでに納入した学生納付金は、第14条第３項による場合を除き、やむを得ない特別の理由がある場合以外は返還しない。

５　正当な理由なく学生納付金を滞納する学生は、第26条における試験を受けることができない。

第８章　厚生補導

（健康管理）

第３４条　本校では年１回、健康管理のため定期健康診断を行う。

２　本校に保健室を置き、学生の健康管理を行う。

附　則

１　この学則は昭和56年４月10日から施行する。
２　この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。

附　則

１　この学則は昭和60年４月１日から施行する。
２　この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。

附　則

１　この学則は昭和62年４月１日から施行する。
２　この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。

附　則

１　この学則は平成１年４月１日から施行する。
２　この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。

附　則
1　この学則は平成２年４月１日から施行する。
ただし、入学検定料については平成１年10月１日から適用する。
なお、すでに在籍している学生の納付金については旧学則による。
2　この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。
附　則
1　この学則は平成６年４月１日から施行する。
2　この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。
附　則
1　この学則は平成７年４月１日から施行する。
2　この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。
附　則
1　この学則は平成10年４月１日から施行する。
なお、すでに在籍している学生の納付金については旧学則による。
2　この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。
附　則
1　この学則は平成12年４月１日から施行する。
なお、すでに在籍している学生の教育内容については旧学則による。
2　この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。
附　則
1　この学則は平成13年４月１日から施行する。
なお、すでに在籍している学生の教育内容については旧学則による。
2　この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。
附　則
1　この学則は平成18年４月１日から施行する。
なお、すでに在籍している学生の教育内容については旧学則による。
2　この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。
附　則
1　この学則は平成22年４月１日から施行する。
なお、すでに在籍している学生の納付金については旧学則による。
2　この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。
附　則
1　この学則は平成23年４月１日から施行する。
なお、すでに在籍している学生の教育内容については旧学則による。
2　この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。
附　則
1　この学則は平成28年４月１日から施行する。
なお、すでに在籍している学生の教育内容については旧学則による。
2　この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。
附　則
1　この学則は令和３年４月１日から施行する。
なお、すでに在籍している学生の納付金については旧学則による。
2　この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。

附　則
1　この学則は令和４年４月１日から施行する。
なお、すでに在籍している学生の教育内容については旧学則による。
2　この学則の実施についての必要な事項は校長が別に定める。

（別表）
臨床検査技術学科教育課程及び授業時数

区分	教育内容	科目名	指定	1年次		2年次		3年次		合計	
				時数	単位	時数	単位	時数	単位	時数	単位
基礎分野	科学的思考の基盤	化学		30	2					30	2
		化学演習		30	1					30	1
		生物学		30	2					30	2
		文章表現学		15	1					15	1
	人間と生活・社会の理解	心理学		30	2					30	2
		生命倫理学		30	2					30	2
		医療英語		30	2					30	2
		キャリアデザイン学		15	1					15	1
		コミュニケーション学		15	1					15	1
	計		14	225	14	0	0	0	0	225	14
専門基礎分野	人体の構造と機能	生理解剖学1		50	2					50	2
		生理解剖学2		25	1					25	1
		生理解剖学実習		45	1					45	1
		栄養学		25	1					25	1
		生化学		50	2					50	2
		生化学実習		45	1					45	1
		小計	8	240	8	0	0	0	0	240	8
	臨床検査の基礎とその疾病との関連	臨床検査学総論		25	1					25	1
		血液学		25	1					25	1
		免疫学				25	1			25	1
		薬理学		25	1					25	1
		分子生物学		25	1					25	1
		小計	5	100	4	25	1	0	0	125	5
	保健医療福祉と臨床検査	公衆衛生学		25	1					25	1
		保健医療福祉総論		25	1					25	1
		チーム医療概論		25	1					25	1
		公衆衛生学特論						25	1	25	1
		小計	4	75	3	0	0	25	1	100	4
	医療工学及び医療情報	医用工学		25	1					25	1
		医用工学実習		45	1					45	1
		医用工学特論						25	1	25	1
		検査機器学		25	1					25	1
		情報処理科学		25	1					25	1
		小計	4	120	4	0	0	25	1	145	5
	計		21	535	19	25	1	50	2	610	22
専門分野	病態学	臨床医学総論		50	2					50	2
		病理学		25	1					25	1
		病態解析演習				25	1			25	1
		臨床検査医学総論						50	2	50	2
		臨床検査医学特論						25	1	25	1
		小計	7	75	3	25	1	75	3	175	7
	血液学的検査	臨床血液学				50	2			50	2
		臨床血液学実習				90	2			90	2
		血液検査学特論						25	1	25	1
		小計	4	0	0	140	4	25	1	165	5
	病理学的検査	病理組織細胞学				50	2			50	2
		病理組織細胞学実習				90	2			90	2
		病理検査学特論						25	1	25	1
		小計	5	0	0	140	4	25	1	165	5
	尿・糞便等一般検査	一般検査学		25	1					25	1
		一般検査学実習		45	1					45	1
		一般検査学特論						25	1	25	1
		寄生虫検査学		25	1					25	1
		小計	3	95	3	0	0	25	1	120	4
	生化学的検査・免疫学的検査	臨床化学				50	2			50	2
		臨床化学実習				45	1			45	1
		臨床免疫学				25	1			25	1
		臨床免疫学実習				45	1			45	1
		生化免疫検査学特論						25	1	25	1
		小計	6	0	0	165	5	25	1	190	6
	遺伝子関連・染色体検査	遺伝子・染色体検査学演習				60	2			60	2
		小計	2	0	0	60	2	0	0	60	2
	輸血・移植検査	輸血・移植検査学1				25	1			25	1
		輸血・移植検査学2				25	1			25	1
		輸血検査学実習				45	1			45	1
		輸血検査学特論						25	1	25	1
		小計	4	0	0	95	3	25	1	120	4
	微生物学的検査	微生物学		50	2					50	2
		微生物学実習		45	1					45	1
		臨床微生物学				50	2			50	2
		臨床微生物学実習				90	2			90	2
		微生物検査学特論						25	1	25	1
		小計	6	95	3	140	4	25	1	260	8
	生理学的検査	臨床生理学1				50	2			50	2
		臨床生理学2				50	2			50	2
		臨床生理学実習				90	2			90	2
		画像検査学				25	1			25	1
		画像解剖学						25	1	25	1
		臨床生理学特論						50	2	50	2
		小計	10	0	0	215	7	75	3	290	10
	臨床検査総合管理	医療統計学		25	1					25	1
		検査総合管理学				25	1			25	1
		臨床検査総合演習						150	6	150	6
		小計	6	25	1	25	1	150	6	200	8
	医療安全管理	医療安全管理学1		25	1					25	1
		医療安全管理学2						25	1	25	1
		小計	2	25	1	0	0	25	1	50	2
	臨地実習	臨地実習前技能実習						40	1	40	1
		臨地実習						440	11	440	11
		小計	12	0	0	0	0	480	12	480	12
	計		67	315	11	1005	31	955	31	2275	73
総計			102	1075	44	1030	32	1005	33	3110	109